

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>用語の意義 (省略)</p> <p>目次</p> <p>第1章～第3章 (省略)</p> <p>第4章 電子取引</p> <p>法第10条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))関係 (省略)</p> <p><u>10-2 規則第8条第1項第3号に規定するシステムの例示</u></p> <p>10-3 (省略)</p> <p>第1章～第3章 (省略)</p> <p>第4章 電子取引</p> <p>法第10条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))関係 (省略)</p> <p><u>(規則第8条第1項第3号に規定するシステムの例示)</u></p> <p><u>10-2 規則第8条第1項第3号イに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること」とは、例えば、電磁的記録の記録事項を直接に訂正又は削除を行った場合には、訂正前又は削除前の記録事項及び訂正又は削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録と</u></p>	<p>用語の意義 (同左)</p> <p>目次</p> <p>第1章～第3章 (同左)</p> <p>第4章 電子取引</p> <p>法第10条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))関係 (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>10-2 (同左)</p> <p>第1章～第3章 (同左)</p> <p>第4章 電子取引</p> <p>法第10条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))関係 (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>は別の電磁的記録（訂正削除前の履歴ファイル）に自動的に記録されるシステム等をいう。</u></p> <p><u>また、同号ロに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと」とは、例えば、電磁的記録の記録事項に係る訂正又は削除について、物理的にできない仕様とされているシステム等をいう。</u></p> <p>(訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程)</p> <p>10-3 規則第8条第1項第4号（(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の訂正削除の防止)）に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当する。</p> <p>(1) 自らの規程のみによって防止する場合</p> <p>① データの訂正削除を原則禁止</p> <p>② 業務処理上の都合により、データを訂正又は削除する場合（例えば、取引相手方からの依頼により、入力漏れとなった取引年月日を追記する等）の事務処理手続（訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容、処理担当者の氏名の記録及び保存）</p> <p>③ データ管理責任者及び処理責任者の明確化</p> <p>(2) 取引相手との契約によって防止する場合</p> <p>① 取引相手とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。</p>	<p>(訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程)</p> <p>10-2 規則第8条第1項第2号（(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の訂正削除の防止)）に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当する。</p> <p>(1) 自らの規程のみによって防止する場合</p> <p>① データの訂正削除を原則禁止</p> <p>② 業務処理上の都合により、データを訂正又は削除する場合（例えば、取引相手方からの依頼により、入力漏れとなった取引年月日を追記する等）の事務処理手続（訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容、処理担当者の氏名の記録及び保存）</p> <p>③ データ管理責任者及び処理責任者の明確化</p> <p>(2) 取引相手との契約によって防止する場合</p> <p>① 取引相手とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。</p>

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>② 事前に上記契約を行うこと。 ③ 電子取引の種類を問わないこと。</p>	<p>② 事前に上記契約を行うこと。 ③ 電子取引の種類を問わないこと。</p>